

10.3 京大集会について（追加質問）

【ご意見・ご要望】（投稿日：2016年10月28日）

「10.3 京大集会について」で頂いた回答の内容につきまして、再度、質問させていただきます。まず、大学の「平穏な教育研究環境を妨害することは、断じて許されるものではない」ということについては同じように考えております。この点から、昨年10月27日の吉田南1号館封鎖や、「10.3 京大集会」後の講義時間中に行われた騒音を発しながらの学内行進には反対の立場です。しかし、これらは大学内での問題であり、大学内で問題を解決すべきだと考えます。この観点から、以下の通り質問いたします。

1. 平成28年度告示第6号に示されている「法的措置も含め厳正な対処」について、「10.3 京大集会」に関して「法的措置も含め厳正な対処」を検討されているのでしょうか。検討されている場合、どのような対処を検討されているのでしょうか。

2. この「10.3 京大集会」に関して、旧石油化学教室本館を閉鎖し、終日窓口業務を休業する旨が全学メールにて10月3日当日に通知されました。このことについて以下2点質問いたします。

①窓口業務の終日休業はいつ、どなたが決定したものでしょうか。

②「学生支援」に関わる複数の部署が事前の通知もなく唐突に窓口業務を終日休業されたことは、学生としては「迷惑行為」です。この点について「学生支援」を行う部署及び厚生補導担当副学長はどのようにお考えでしょうか。

3. 平成28年度告示第5号について、以下3点質問いたします。

①平成28年度告示第5号制定の意図・経緯をお聞かせください。

②告示中に「学外者による勧誘行為、ビラ配布、拡声器などを使用して大音量を発する行為」を禁止する旨記載されていますが、これは例えばサークルの勧誘において、京都大学の学生が構成員に含まれるインターカレッジサークルに所属する他大学の学生は京都大学において勧誘等を行ってはいけないということになります。そのように理解してよいのでしょうか。

③告示中に「その他教育研究活動を妨害する一切の行為を禁止する。これらの迷惑行為を行った個人または団体に対しては、大学構内への立ち入りを禁止するなど、厳正に対処する。」とあります。10月3日に、教育研究活動に深く関わる学研災・学研賠を扱う教育推進・学生支援部厚生課厚生掛窓口が終日休業されました。これは教育研究活動を妨害する行為です。旧石油化学教室本館の閉鎖・窓口業務の終日休業を決定した方への処分はなされたのでしょうか。

4. 回答中に「危険な大型の看板が設置され、本学敷地が不法に占有されていた」とありますが、看板のどの点がどのように危険であるか、どなたが判断されたのでしょうか。

うか。また、「不法」とはどういう意味でしょうか。

5. 回答中に「事務本部の職員が看板の撤去を行いました。」とありますが、どなたが撤去を判断し、どの部署の職員が撤去を行ったのでしょうか。また看板の撤去について、設置者との話し合い・交渉等を行うことなく撤去作業を始めた理由をご説明ください。

6. 回答中に「大学は包括的な警備要請をしました。」とあります。このことについて以下4点質問いたします。

- ①警備要請はいつ、どなたの決定により行われたのでしょうか。また、この警備要請に警察の入構は含まれているのか含まれていないのかお答えください。
- ②「くびくびカフェ」についてご説明ください。特に、2011年3月4日に行われた「くびくびカフェ」及び立て看板の強制撤去に関連する騒動を重点的にお願いいたします。
- ③大学自治についてどのように考えておられるか、「くびくびカフェ」の騒動に触れながらお聞かせください。
- ④今回の「10.3京大集会」に対して「包括的な警備要請」を行ったことについて、大学自治の観点・「くびくびカフェ」の騒動を考慮したうえで、要請は適切であったかどうか、お答えください。

7. 同学会を自称する団体は10月21日にも学内にて集会を行っておりました。このことについて以下2点質問いたします。

- ①平成28年10月20日付告示第7号に「法的措置も含め厳正な対処」とありますが、検討はされているのでしょうか。検討されている場合、どのような対処を検討されているのでしょうか。
- ②10月21日に京都大学吉田キャンパス付近に展開された警察について、これも「10.3京大集会」時と同様に、大学側から「包括的な警備要請」を行ったのでしょうか。要請を行っていた場合、警備要請はいつ、どのような理由・経緯で、どなたの決定により行われたのかお聞かせください。

質問は以上です。

これらの質問に加え、以下2点を要望します。

1. 学内問題には警察をはじめとする外部権力を使わず、当事者間で解決を図ること
2. 事前の話し合い無しに立て看板を撤去しないこと

【回答】（回答日：2016年12月16日）

（学生担当理事・副学長川添信介）

ご質問について、以下のとおり回答します。

1. お答えできません。
2. ① 執行部による話し合いを踏まえ、学生担当理事・副学長が決定しました。
② 「10.3 京大集会について」1の回答にあるとおり、教育推進・学生支援部棟においても、多数の学外者らによる大きな混乱が予想されたことから、学生が当該混乱に巻き込まれないよう窓口業務を終日休業とし、学生の安全確保を優先しました。
3. ① 「10.3 京大集会について」1の回答にある平成28年9月30日付告示第6号制定の背景と同様に、多数の学外者らによる迷惑行為が予想されたため、平成28年9月30日付告示第5号を制定しました。
② インターカレッジサークルに所属する他大学の学生は、あくまで学外者です。ただし、学外者であることをもって、何もかもを禁止するということではありません。告示第5号は、本学構内において、学外者による勧誘行為、ビラ配布、拡声器などを使用して大音量を発する行為、その他教育研究活動を妨害する一切の行為を禁止しており、これらの迷惑行為を行った個人または団体に対しては、大学構内への立ち入りを禁止するなど、厳正に対処するという趣旨です。
③ 上記2. ②の回答のとおり、窓口業務の終日休業は、学生の安全確保のための措置であり、「教育研究活動を妨害する行為」ではありません。
4. 看板の大きさ、設置場所の状況を考慮して危険と判断しました。
執行部による話し合いを踏まえ、学生担当理事・副学長が決定しました。
また、京都大学所有の敷地を権限なく占有していることが不法にあたります。
5. 執行部による話し合いを踏まえ、学生担当理事・副学長が決定しました。
事務本部の職員が撤去をしましたが、個別の部署はお答えできません。
看板の撤去にあたっては、職員が、その場に居合わせた者に撤去するよう通告しましたが、応じなかったためやむを得ず撤去に踏み切りました。
6. ① 執行部による話し合いを踏まえ、法人の長として総長が判断したものです。警備要請の内容については、前回回答以上の内容はお答えできません。
②～④ お答えできません。
7. ① お答えできません。
② 警備要請を行いました。理由等については「10.3 京大集会」時と同様です。